

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成29年5月25日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

山西正泰 教育長

芳賀亜希子 委員

渡辺嘉郎 委員

豊橋市教育委員会



平成 29 年 5 月 25 日（木）午後 3 時 00 分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

#### 出席委員

山 西 正 泰 教育長、高 橋 豊 彦 委 員、朝 倉 由美子 委 員、  
芳 賀 亜希子 委 員、渡 辺 嘉 郎 委 員

#### 説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加 藤 喜 康 教 育 部 長

駒 木 正 清 教 育 監

山 本 誠 二 教 育 政 策 課 長

木 下 智 弘 学 校 教 育 課 長

小 田 恵 司 保 健 給 食 課 長

村 田 直 広 生 涯 学 習 課 長

伊 藤 孝 良 図 書 館 長

三 世 善 徳 美 術 博 物 館 副 館 長

加 藤 晴 康 科 学 教 育 セ ン タ ー 事 務 長

仲 井 慎 治 自 然 史 博 物 館 事 務 長

鈴 木 教 仁 こ ども 未 来 政 策 課 長

種 井 直 樹 こ ども 家 庭 課 長

## 議 事 日 程

### 4月定例会会議録の承認

#### 1 議案

議案第 22 号 委員の解嘱について

議案第 23 号 委員の委嘱について

議案第 24 号 くすのき特別支援学校高等部への産業科の設置について

議案第 25 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 17 条第 4 項に規定する設置者の定める額の改正について

議案第 26 号 豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（非公開）

議案第 27 号 平成 29 年度豊橋市一般会計教育費補正予算について（非公開）

#### 2 協議事項

(1) 総合教育会議の協議事項について（非公開）

#### 3 報告事項

(1) 中学校部活動指導者派遣モデル事業における参加校（部活動）の応募と採用状況について（非公開）

(2) 寄附受納について（非公開）

(3) 晋州教育支援庁との児童教育交流事業について

(4) 豊橋市教育課題検討会議報告書「豊橋市における人口減少化に対応した学校のあり方について」について

#### 4 定例会の日程等について

(教育長)

それでは、ただ今から豊橋市教育委員会 5 月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第 23 条により、私から指名させていただきます。

今回は、芳賀委員と渡辺委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めて参りたいと思います。

「4 月定例会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(教育長)

特にご意見、質問がありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第 1 議案」に移りたいと思います。議案第 22 号「委員の解嘱について」と、議案第 23 号「委員の委嘱について」は、関連していると思われるので、一括して事務局から説明してください。

■教育政策課長 議案第 22 号、第 23 号について一括説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはありませんか。

(渡辺委員)

美術博物館協議会委員について、5 期目を終えられた方が全て交代していますが、任期が 5 期までと決まっているのでしょうか。

(事務局回答) ・美術博物館副館長

美術博物館協議会委員の任期については、10 年を目途としています。文化財保護審議会委員など、専門性が高いものについては、10 年を超えることもあります。

(教育長)

美術博物館協議会委員の1期ごとの任期は2年で、その他のものについては1年ということでよろしかったでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

そのとおりです。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

特にないようですので、「議案第22号」及び「議案第23号」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、「議案第22号」及び「議案第23号」は、原案のとおり決定をいたしました。

(教育長)

次に移りたいと思います。議案第24号「くすのき特別支援学校高等部への産業科の設置について」を事務局から説明してください。

#### ■教育政策課長 議案第24号について説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはありますか。

(渡辺委員)

産業科が設置されるということは、普通科も設置されるということでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

普通科については、既に設置されており、普通科の中に一般コースと職業コースがあります。この職業コースに相当する部分を産業科にするということです。

(渡辺委員)

わかりました。産業科が設置されると、教諭2名と、実習助手2名を新たに配置しな

くてはならない、ということですか。

(事務局回答)・教育部長

そうです。ただし、あくまでも標準的な定数です。

(高橋委員)

資料中に、学年ごとの生徒数が記載されています。重複5名となっていますが、重複とはどういう意味でしょうか。

(事務局回答)・教育部長

複数の障害があるということです。

(高橋委員)

わかりました。あと、教員の配置についてですが、くすのき特別支援学校は農業に特化していきたいということで、農業に特化するにあたっての専門的な知識等を持った人材の確保については目途が立ちそうなのでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

くすのき特別支援学校の学校長も県と話をしているところではありますが、具体的な人材の目途は、現在のところ立ってはいません。

(高橋委員)

求める人材は、特別支援の教員免許と、農業の教員免許を兼ね備えている教員ということになるのでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

そう思います。農業高校の教員などが適任ではないかと考えています。

(高橋委員)

農業に特化していくという構想を実現できるような人材の確保をしなくてはなりません。早目に動いていく必要があると思います。

(朝倉委員)

産業科もしくは、現在の職業コースの定員は1学年9名ということですか。もしそれ以上の希望者がいた場合はどうなるのでしょうか。

(事務局回答) ・教育部長

定員については、1学年9名です。定員を超える応募があった場合には、選考により入学者を決定します。入学者を増やすなどの対応はしていません。

(渡辺委員)

倍率は高いのでしょうか。

(事務局回答) ・教育部長

軽度の知的障害のある生徒が通う学校が限られていますので、倍率は比較的高いです。

(渡辺委員)

職業コースは、豊橋市の生徒が優先的に入学できるのでしょうか。

(事務局回答) ・教育部長

募集対象が、豊橋市または田原市在住の生徒になっています。

(高橋委員)

そのような規定があるのですか。募集対象を豊橋市と田原市に限定するということは適切なのでしょうか。

(教育長)

くすのき特別支援学校については、豊橋市と田原市が負担金を支出しているという背景があります。

(芳賀委員)

くすのき特別支援学校ができる前は、豊橋市と田原市の子は、豊川市の特別支援学校まで行っていました。くすのき特別支援学校を作った目的の1つに、豊川の特別支援学校の受け入れが厳しくなる中で、豊橋や田原の子の受け入れ枠の拡大ということがあったのだらうと思います。

(教育長)

産業科の教職員等の標準定数の考え方についてですが、学校設置者が最終的に定数を定めるということは、定数は必ずしも標準定数の2名ではなくても良いということでしょうか。例えば3名としても良いのでしょうか。

(事務局回答) ・教育部長  
そのとおりです。

(教育長)

ただ、豊橋市としては標準定数の2名を要求するということですね。この教諭2名については、県費負担となり、実習助手については、市の単費で進めていく、ということでしょうか。

(事務局回答) ・教育部長  
はい。

(教育長)

わかりました。他にご意見、ご質問はありませんか。  
特にないようですので、「議案第24号」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、「議案第24号」は、原案のとおり決定をいたしました。

(教育長)

次に移りたいと思います。議案第25号「独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項に規定する設置者の定める額の改正について」を事務局から説明してください。

■保健給食課長 議案第25号について説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはありますか。

(渡辺委員)

法改正により、家政高等専修学校の生徒がスポーツ振興センターの保険に加入できるようになったとのことですが、今まで加入していた、職業教育・キャリア教育財団の保険料はいくらだったのでしょうか。

(事務局回答) ・保健給食課長

従前のものについては、保険期間が3年間で、保護者負担が2,340円です。スポーツ振興センターの保険料については、1年間の保護者負担が1,280円ですので、3年間ですと、3,840円となります。従前より割高にはなりますが、給付が充実しています。

(渡辺委員)

この保険は、児童生徒全員が加入しているのでしょうか。

(事務局回答) ・保健給食課長

小中学校に関して申し上げますと、ほとんど全員が加入しています。強制ではなく、同意書をもって加入という形ですので、数名ですが、加入していない方もいます。

(渡辺委員)

今回の加入については、保険料が割高になってしまうけれど、給付が充実するということを保護者へ説明をするということでしょうか。

(事務局回答) ・保健給食課長

そうです。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。  
特にないようですので、「議案第25号」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、「議案第25号」は、原案のとおり決定をいたしました。

(教育長)

次に、議案第26号「豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び、議案第27号「平成29年度豊橋市一般会計教育費補正予算について」ですが、これらの案件は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(教育長)

ご異議ありませんので、非公開で行います。

それでは、議案第 26 号「豊橋市市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を事務局から説明してください。

**【非公開部分】**

(教育長)

次に、議案第 27 号「平成 29 年度豊橋市一般会計教育費補正予算について」を事務局から説明してください。

**【非公開部分】**

(教育長)

それでは次に、「日程第 2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「総合教育会議の協議事項について」及び、その次の「日程第 3 報告事項」のうち、報告事項(1)「中学校部活動指導者派遣モデル事業における参加校(部活動)の応募と採用状況について」、報告事項(2)「寄附受納について」ですが、これらの案件は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第 6 条第 1 項第 6 号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議ありませんので、非公開で行います。

それでは、協議事項(1)「総合教育会議の協議事項について」を事務局から説明してください。

**【非公開部分】**

(教育長)

次に「日程第 3 報告事項」に移ります。報告事項(1)「中学校部活動指導者派遣モデル事業における参加校(部活動)の応募と採用状況について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

次に報告事項(2)「寄附受納について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

次に、報告事項(3)「晋州教育支援庁との児童教育交流事業について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 報告事項(3)について説明

(教育長)

ただ今の報告についてご意見、ご質問などはありませんか。

(渡辺委員)

豊橋市教育委員会から送った文書に対する晋州市教育支援庁の回答文書には、北朝鮮の情勢が不安定であることは書かれていないのですね。

(事務局回答)・教育政策課長

こちらから送った文書にそのことを書かなかったからだと思います。北朝鮮の情勢についても休止の一因となっていることは、晋州市も感じ取ってくれているとは思いますが。今年度については、休止を受け入れてくれているという状況です。今年度については、晋州市教育支援庁と連絡をとりながら、来年度以降について協議していきたいと思っています。

(高橋委員)

休止状態を解く条件をある程度決めておかないと、行き詰ってしまいますね。

(事務局回答)・教育政策課長

もし仮に、晋州市との交流を完全に停止し、他の候補地を探すようなことになれば、それに向けた段取りも取っていく必要があります。

(高橋委員)

他の候補地というのは、交流をする国を変えるということによろしいですか。晋州市

との交流は止める一方で、韓国の他の都市と交流するという選択肢はあり得ないと思います。

(事務局回答)・教育政策課長

その通りです。ただ一方で、見ず知らずの家庭に子どもを預けてお互いの国に行かせる、ということをして20年以上続けてこられたという部分にお互いの信頼関係が確かにあったはずだとも思います。ですので、我々としても複雑な思いです。

(教育長)

今後協議をしていくのかもしれませんが、個人的には教育支援庁内に慰安婦像がある間は子ども達を韓国には送りたくないと考えています。

(朝倉委員)

韓国と交流しているのは、地理的に近くて、治安も比較的よいからということですか。

(教育長)

そうですね。この件については、今後も協議をしていきましょう。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、報告事項(4)「豊橋市教育課題検討会議報告書「豊橋市における人口減少化に対応した学校のあり方について」について」を事務局から説明してください。

#### ■教育政策課長 報告事項(4)について説明

(教育長)

ただいまの報告についてご意見、ご質問などはありませんか。

(高橋委員)

学校規模の適正化について、基本的には小中合わせて74校という枠組みは極力守っていくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

教育課題検討会議には、自治連合会の代表の方も委員として入っていただいておりますので、おらが町の学校を無くすという前提での議論はしておりません。

(高橋委員)

そうですね。現時点で、特定の学校を無くすという話をすると、様々なところから猛反発にあって、収集がつかなくなるのが現実だと思います。

(事務局回答)・教育政策課長

将来的に、子どもの数が減っていくことは間違いありません。おそらく、税収も思ったようには伸びていかないでしょうし、校舎が古くなっていくことも目に見えています。教育委員会としては、子どもの教育環境をいかにして担保するのか、という切り口でスタートを切りながらも、効率的な施設運営という点も考えていく必要があります。非常に難しいと感じています。

(高橋委員)

全体のことを考えた時には、このような言い方は適切ではないかもしれませんが、例えば、賀茂、西郷、嵩山のあたりの人口減少と、中心市街地のドーナツ化現象による人口減少については、アプローチの方法が全く異なります。中心市街地の人口減少については、都市計画が具体的に定まっていなかった結果だと思います。そのような現実を受け止めていかなくてはなりません。また、校舎の減築というキーワードが出てきましたが、ある程度のビジョンというか、計画も作っておかなくてはならないかもしれません。

(渡辺委員)

市にはネガティブな人口減少予測だけでなく、予測どおりにならないような、人口を減らさない施策、子どもを増やす施策をお願いするしかありません。

(高橋委員)

地方自治体は、本来であれば子育て世帯の積極的な取り合いをしなくてはならないはずなのですが、そのようなことがされていない、という現状があります。

(渡辺委員)

愛知県の中で見たときに、豊橋市は人口が流出する側の市になっています。人口が流入する側にならなくてはなりません。

(高橋委員)

しかも 20 代の女性の流出が多いです。女性が働く場所が少ないということが一番の理由ではないでしょうか。

(芳賀委員)

関東へ進学した女子学生と話す機会があつて、地元に戻っても、働きたい場所がないので、東京で働くことに決めた、という学生が多くいました。

(高橋委員)

男性については、製造業等の働き口が比較的多いので良いのではないのでしょうか。実際のところどうかは分かりませんが、20代の女性からすると、製造業のイメージが強いのでしょうか。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、次に「日程第4 定例会の日程等について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 日程について説明

(教育長)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 5 時 25 分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員